

令和4年1月20日

まちづくり委員会資料

富士見公園再編整備基本計画の策定に伴う
パブリックコメントの実施結果について

建設緑政局

富士見公園再編整備基本計画の策定に伴う パブリックコメントの実施結果について

1 概要

富士見公園は、昭和 15（1940）年に供用開始された本市で最初に誕生した都市公園であり、これまで、公園本来の緑地や広場の少なさや施設の老朽化などの課題解決に向けた整備を推進してきました。

この度、富士見公園の再編整備に向けた具体的な整備内容等について「富士見公園再編整備基本計画（案）」を取りまとめましたので、市民の皆様から御意見を募集するため、パブリックコメントを実施しました。

その結果、34 通（意見総数 78 件）の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。

2 意見募集の概要

題名	富士見公園再編整備基本計画（案）について
意見の募集期間	令和 3 年 1 月 1 5 日（月）～令和 3 年 1 2 月 1 5 日（水）
意見の提出方法	郵送、持参、ファックス、電子メール
意見の周知方法	ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、川崎区役所道路公園センター、公文書館、富士見公園管理事務所、富士通スタジアム川崎管理事務所、建設緑政局緑政部みどりの保全整備課）
結果の公表方法	ホームページ及び市政だよりへの掲載 資料の閲覧（かわさき情報プラザ、各区役所市政資料閲覧コーナー、川崎区役所道路公園センター、公文書館、富士見公園管理事務所、富士通スタジアム川崎管理事務所、建設緑政局緑政部みどりの保全整備課）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）	34通（78件）
電子メール	13通（55件）
FAX	1通（1件）
郵送	1通（3件）
持参	19通（19件）

4 意見の内容と対応

環境形成や動線、防災機能、活用等の整備方針に対する御意見のほか、ジョギングコース、農と自然を体感する広場、相撲場、テニスコートなど各施設の整備計画に対する御意見や御要望が寄せられました。

ジョギングコースの具体的な整備内容についての御意見が寄せられたことを踏まえ、施設の整備内容が伝わるように加筆修正した上で、「富士見公園再編整備基本計画」を策定いたしました。

(1) 意見に対する市の考え方の区分説明

- A 御意見を踏まえ、反映したもの
- B 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見を踏まえ取組を推進するもの
- C 今後の施策・事業を進めていく中で、参考とするもの
- D 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明するもの
- E その他

(2) 意見の件数と対応区分

項目	市の考え方区分					計
	A	B	C	D	E	
(1)「第3章 整備の基本的な考え方」に関する事	1	9	2	1	0	13
(2)「第4章 各施設の整備計画」に関する事	0	5	30	14	0	49
(3)「第5章 将来像の実現に向けて」に関する事	0	1	4	0	0	5
(4)「第6章 再編整備の進め方」に関する事	0	0	2	2	0	4
(5)その他の意見	0	0	0	2	5	7
合計	1	15	38	19	5	78

5 意見の概要と意見に対する本市の考え方

No	意見の要旨	意見に対する市の考え方	区分
(1) 「第3章 整備の基本的な考え方」に関すること (13件)			
1	ジョギングコースは横断歩道を跨いだコースは想定せず、南側の公園内で周回コースにしてほしい。	ジョギングコースの配置については、「第3章3-3 動線等の整備方針 (1) 歩行者動線」に示すとおり、横断歩道を跨いだコースは想定しておらず、公園北側に500m、公園南側に1kmのコースを確保することとしており、P52の「図動線等の整備方針」に示すとおり、周回コースを想定しております。 市民の皆様には伝わりやすい表現とするため、御意見を踏まえ、「第3章3-3 動線等の整備方針 (1) 歩行者動線」の記載を「周回できるジョギングコース」と修正しました。	A
2	四季、昼夜を含めて毎日誰もが行きたくくなるような魅力的なものを期待している。 (同趣旨 1件)	夜間イベントの実施や各種スポーツイベントの実施など、季節や時間帯に関わらず、公園の魅力向上に関する取り組みを実施し、「緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園」を将来像とし、都市の魅力や価値を高める総合公園にふさわしい多様性あふれる公園づくりを推進してまいります。	B
3	SDGsや脱炭素社会を意識し、太陽光や工場の余熱の活用など検討していく必要がある。	本市では、今年度改定予定の「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」において、市域の再エネ導入の目標を新たに設定し、本市の廃棄物発電を活用した地域エネルギー会社設立による再エネの有効活用の推進の取組や、全ての公共施設への再生可能エネルギー電力の導入など、様々な施策を位置づけております。 富士見公園の再編整備においても、「第3章3-1 環境形成の整備方針」に示すとおり、太陽光発電システムの導入や、木造・木質化による脱炭素への取組、照明のLED化などを行い、SDGsや脱炭素社会を意識した取組を進めていくこととしております。	B
4	災害時には、避難場所の拠点になる可能性がある。地震や水害等も考慮しトイレや備蓄倉庫の設置など防災対策も兼ね備えた整備計画が必要である。	防災対策については、「第3章3-4 防災機能の整備方針」に示すとおり、広域避難場所としての役割を果たす大規模な公園として、公園の重要な機能である防災機能を充実させるとともに、周辺施設との連携を図っております。富士見公園に接する富士見中学校は避難所等に指定されていることから、広域避難場所である富士見公園からの円滑かつ安全な移動が可能となる避難路の整備などを行い、加えて、周辺施設と連携した備蓄機能とマンホールトイレの機能を確保することとしております。	B

5	市民祭では多くの人が集まる場所になる。富士見中に配慮しつつ、様々なイベントが企画・運営しやすい環境整備が必要である。	「第3章3-5 活用のための整備方針 (1) 『活気』」に示すとおり、日常的な交流の場としての利用や、様々なイベントでの多目的利用、様々な主体や、周辺のまちづくりとの連携などにより、施設と公園とが一体となった、賑わい機能の創出を図ることとしております。	B
6	夜間は治安が悪くならないように防犯カメラの設置、街灯を増やすなど防犯対策を十分にしてほしい。	夜間の防犯対策等については、「第3章3-5 活用のための整備方針 (1) 『活気』●夜間利用」に示すとおり、施設管理用カメラの設置や公園灯・フットライトを適切に配置すること等により、夜間の防犯対策を図ることとしております。 また、夜間利用を推進する範囲の照明計画を定めるとともに、その他の園路及び広場についても適切な明るさを確保することとしております。	B
7	夜間照明も必要である。		
8	利用者の高齢化を考えた場合、中国の公園のように体操器具等を置くことにより高齢者が健康づくりや運動に楽しめる場所にもなる。	「第3章3-5 活用のための整備方針 (4) 『育み』」に示すとおり、高齢者まで幅広い年齢層の健康増進に寄与し、健康・レクリエーション空間を提供するため、ジョギング・ウォーキングコースの設定や、健康器具の設置とそれらの総合的な利用を紹介する案内看板等を整備するとともに、「公園利用から人々を健康に導く」というヘルシーパークの理念を取り入れて、健康づくりのホームベース機能を充実させることとしております。	B
9	広い富士見公園なのに、子どもたちが遊ぶ遊具が少ないと思う。大師公園や、小田公園くらいの規模があるといいなと思う。	富士見公園の再編整備では、「第4章3-5 芝生広場」に示すとおり、創意工夫で多様に活用できる遊びの空間を創出するため、イベント等で手作り遊具の設置や、ニーズに合わせた移動型遊び場の設置、木のぬくもりを感じられ、ワクワク感をかきたてるような遊具を芝生広場と調和した遊びの仕掛けを整備することとしております。 また、「第4章3-6 インクルーシブな遊びの広場」では、多様な人が快適に過ごせるインクルーシブな遊びの広場を創出するため、障がいの有無に関わらず遊べるインクルーシブ遊具や、乳幼児向けの遊具を整備することとしております。	B
10	歩行者動線のジョギングコースは、200mごとに距離を累計表示してほしい。	ジョギングコースの距離表示については、「第3章3-2 動線等の整備方針 (3) サイン」に示すとおり、利用者ニーズに応えた距離表示のサインなどを整備することとしております。 いただいた御意見を参考にしながら、整備内容を検討してまいります。	C

11	<p>今回の計画で、川崎球場を象徴する電灯がなくなり、モニュメントを作るとのことである。</p> <p>等々力と同様に旧川崎球場、富士通スタジアムも川崎のスポーツの聖地の一つとして、川崎のスポーツの歴史を残すためにも、今の形で電灯は残して、補修する形にできないか。モニュメントを作るのであれば、かつて川崎球場で行われた名勝負(プロ野球やプロレスなど)や今に至るまでの話などを入れるのが良いと考える。</p>	<p>既存照明塔については、令和元年度に「川崎球場遺構保存に関する請願」が趣旨採択されており、本市としても、旧川崎球場の価値を伝えることは重要と考えております。</p> <p>既存照明塔は、老朽化により、補修を行ったとしても安全上の担保がとれないことから、既存の形で残すことが困難と判断しており、撤去した照明塔の一部をモニュメントの形で残す方向で進めております。</p> <p>モニュメントの製作については、いただいた御意見を参考にさせていただき、旧川崎球場の歴史等を伝える内容を盛り込んだサインを設置する等検討してまいります。</p>	C
12	<p>不登校や様々な課題のある子どもたちが安心して過ごせる場所の整備が必要であると思う。</p> <p>学びの場所や子ども食堂など、子どもたちが交流しあい自主的な活動が促せる場所があると良いと思う。</p>	<p>「第3章3-5 活用のための整備方針(4)『育み』」に示すとおり、子育て・教育環境の向上を図るため、創意工夫で多様に活用できる遊びの空間を推進する芝生広場や、障がいの有無に関わらずそこを訪れるすべての人が同じように楽しく安心して遊び、学び、体を動かせるインクルーシブな空間を整備することとしております。</p>	D
(2) 「第4章 各施設の整備計画」に関すること (49件)			
1	<p>現在、川崎富士見球場の事務所は、旧・川崎球場の頃からの物品等が展示されているが、このような物などを展示する場所は作られないのか。川崎のスポーツの歴史や文化を語り継ぐ場所を作るべきだと思うが、そのようなものはどこかに作るのか。</p>	<p>旧・川崎球場の物品等の展示については、「第4章3-2 パークセンター」の中に来園者への情報発信を担う機能として確保することとしております。また、「第3章3-5 活用のための整備方針(4)『育み』」に示すとおり、プラネタリー熱間圧延機フィードロール減速機用歯車を富士見公園のランドマークとしても利用できるように、プロムナードの一部に移設することや、旧川崎球場時代から設置されている既存照明塔をモニュメントとして整備するなど、地域の歴史・文化を保存・活用し、歴史・未来を感じられる空間を整備することとしております。</p>	B
2	<p>公園内には体験型農園を組み込んでほしい。</p> <p>ボランティア活動で皆が楽しく農業体験しているのを見て大変ほほえみを感じた。</p>	<p>「第4章3-7 農と自然を体感する広場」に示すとおり、再編整備後も、環境に配慮した栽培方法で野菜やハーブ等を育てて、体験講座や活動を行い、農や園芸を通じた交流の場として活用することとしております。</p>	B
3	<p>ボランティアに入って2か月余りです。芋掘りに参加してボランティアに入って手伝っています。家族が集まってお弁当食べたりして楽しんでいる姿を良く見ます。保育園の子どもたちも多勢遊びにきてパワーをもらっています。ボランティアの皆さんが頑張る姿を見て喜んで自分も野菜作り。種まきして目が出た時ホッとしています。</p>		

4	<p>多目的広場については、フットサルのみならず様々なスポーツが楽しめる場所が望ましいと思う。現在、どの公園でも気軽にボールなどを使って遊べる場所が無くなっている。気軽に運動が楽しめる場所があると良いです。若者が安心して過ごせる居場所にもなる。</p>	<p>多目的広場については、「第4章3-9 多目的広場」に示すとおり、フットサルのみならず若者文化の発信にも寄与するなど、多様な活用が可能な運動広場として整備することとしております。また、「第4章3-13 ボール遊びコーナー」に示すとおり、気軽にボール遊びができる空間を整備することとしております。</p>	B
5	<p>富士見中学校の生徒が伸び伸びと教育活動ができる整備が必要である。</p>	<p>「第4章3-9 多目的広場」では、市民利用施設としての機能に加え、富士見中学校のグラウンドとしての活用も可能な整備を行い、時間を分けてシェアすることとしております。また、「第4章3-10 富士見球場」においても、防球ネットの整備等を行い、隣接する富士見中学校の教育環境の向上を図ることとしております。</p>	B
6	<p>相撲競技者のプライバシーを守る観点から、まわしをつけた状態での移動距離をなるべく短くしたいと考えている。 また、競技の特性上、試合や練習後にシャワーなどで身体や足を洗うことは必ず必要であり、どうしてもシャワーのためにクラブハウスに移動する必要が出てくる。トイレが近くがあれば、女性も男性も安心して、参加や観戦ができる環境になるのではないかと考える。 以上の点から相撲場とクラブハウスの距離は短く、可能な限り近接してほしい。</p> <p>(同趣旨 他2件)</p>	<p>「第4章1 施設の配置と規模」に示したクラブハウスの位置は、イメージとして示させていただいており、具体的な整備位置等については、いただいた御意見を参考にしながら、検討を進めてまいります。</p>	C
7	<p>パークセンターには、インフォメーションセンター、創造的な活動を誘発する人材配置(パークレンジャーとかプレーリーダーとか)もあるとよい。仮にステージが出来るとしたら設備の安全管理もお願いしたい。</p>	<p>パークセンターについては、第4章3-2に示すとおり、富士見公園全体の総合的な運営と日常的な管理、来園者への受付・情報発信を担う機能を有するパークセンターを整備することとしておりますので、御意見いただいたインフォメーション機能も含める想定でおります。人材配置や安全管理等については、いただいた御意見を参考にしながら検討を進めてまいります。</p>	C
8	<p>子どもたちを連れてよく公園や畑に行っている。そのままの状態を希望する。特に畑はとも緑豊かで見ているだけで心が落ちついてくる。どうか、壊すことなく、現状維持でお願いしたい。 はぐくみの里にある米づくりの田んぼは都会のど真ん中にあり、とりたて貴重な場所。自然にふれあえる場所は小さな子供たちにも必要だと考える。</p> <p>(同趣旨 他19件)</p>	<p>はぐくみの里は「農と自然を体感する広場」として再整備し、運営を市民ボランティアからPFI事業者が主体となるよう位置付けてまいります。 既存の農園及び水田については、いただいた御意見を参考とし、すべての来園者が気軽に農を体感できるように配慮した再整備や、体験講座や活動を行い、農や園芸を通じた交流の場としても活用してまいります。</p>	C

9	<p>はぐくみの里に関わっておられるボランティア市民の方や、広く関心のある方、子どもたちにも声掛けいただき予定案のご説明をしていただき、その折に参加者からの希望や声を聞いていただきたい。</p>	<p>いただいた御意見を参考として、整備に関する説明会等、様々な場で御意見をうかがえるように配慮してまいります。</p>	C
10	<p>「子どもの自由な遊び場の拠点」は、はぐくみの里と一定独立した活動エリアとして遊び場（冒険遊び場か、秘密基地というような活動場）を位置付けた方がいいと考える。一体化しすぎると「迷惑をかけない」ことが優先してラフで創造的な遊びは制限されてしまう。区域化した上での交流型にした方が安心な動線となると思う。</p> <p>この狭さでは「創り続ける遊び場」は無理である。高津区の夢パークにしても世田谷区の羽根木プレーパークにしても一定の広さがあるのであって、あまり窮屈な空間では創造的な遊びは生まれにくい。「創り続ける遊び場」には現在の資材置場位の広さはぜひ確保してほしい。</p> <p>「子どもの自由な遊び場の拠点」として考えた時、そこには遊び用具の収納スペースや、小規模でもコンテナハウスかログハウスとかの休憩所や、最近人気のボルダリング壁、ターザンロープ、迷路などみんなでわいわい秘密基地を作るような楽しみがあることが必要である。</p> <p>オープンスペースとありますが、農のエリアと統合した区域としてでもいいが、必ず活動時間外はフェンスで囲まれて閉鎖できるようにしてほしい。創りかけているものの保守や、見守りプレーリーダーなどの不在な時の危険な行為を防ぐには誰でもいつでも入れるオープンスペースでは難しいと考える。</p>	<p>「子どもの自由な遊び場の拠点」については、「第4章3-7 農と自然を体感する広場」に示すとおり、農と自然を活かした遊び場としていきたいと考えているため、はぐくみの里と一体化することを想定しております。</p> <p>具体的な整備については、いただいた御意見を参考にしながら検討を進めてまいります。</p>	C
11	<p>東側広場について「労働会館との調和」と謳われている。行政の横断的連携を期待する。</p>	<p>いただいた御意見を参考にしながら、労働会館との調和が図られるように関係部署との調整を進めてまいります。</p>	C
12	<p>今ある既存の池を生かして再整備を行っていくとの記載があるが、今いる既存の生物たちもできる限り残し、新しい池に戻してほしい。</p>	<p>既存の池については「第4章3-7 農と自然を体感する広場」に示すとおり、生物多様性の保全への貢献と、環境教育・環境学習の場としても機能するように活用を推進することとしておりますので、いただいた御意見を参考にしながら、整備内容を検討してまいります。</p>	C

13	<p>大会をする上で、放送やPC運用のための電源、衛生管理上トイレや水道が必要であり、可能な限り相撲場内で確保してほしい。さらに近年は、女子・女性の参加者や保護者、男子・男性の参加や観戦が大幅に増えている。トイレを設置してもらえると女子・女性、男子・男性も安心して参加や観戦ができるので、大変助かる。水道は安全管理と衛生管理上、競技者がけがをした場合の消毒、競技者の足の保護のために必要であり、また大会の運営上も、近くにあれば、試合時間が短縮できる。電源とトイレ・水道の確保を是非ともお願いしたいと考えている。</p>	<p>「第4章2-1 想定する建築物」に示すとおり、富士見通りの北側においては、現状のテニスコートと相撲場に設置されているシャワー室や更衣室、トイレといったアメニティ機能を複合化したクラブハウスを整備することとしております。</p> <p>その他の具体的な整備については、利用者の御意見もお聞きしながら検討してまいります。</p>	C
14	<p>土俵だけでなく土俵下のスペース（溜まり）部分も保護できる大きさの屋根があれば、整備への労力や費用が軽減される。屋根を正方形にして、観客席の一番高い部分に手すりなどを設置し、観客席や土俵全体を保護できる形状にってもらえると、安全管理や費用の点からも効果的ではないかと考える。</p> <p>練習するスペースがないと、準備運動ができず、競技者の安全管理上、大会運営上、も練習時間をとる必要があり、土俵の整備の時間を大会の開催時間の中で多くとられることになる。さらに一つの土俵に人数が多くあつまり、「密」が発生することにもなる。競技者が安全に競技をするためにも、準備運動の時間は必要であり、さらに、現在の状況を踏まえた感染防止対策としても、試合前の練習をできる環境が整っていれば、大会の開催時間を短時間で終わらせ、安全管理や感染症の対策にも、効果的ではないかと考える。</p> <p>大会をする上で、大会開催中や練習中に、けがや体調不良などが発生し、救急車の手配が必要な場合がある。その際にストレッチャーや担架がスムーズに移動できることが大変好ましいと考える。そのために、土俵への通路と救急搬送のための通路を土俵下のスペース（溜まり）と同じ高さにしていただきたいと考えている。そうすれば、前述した救急搬送にも、大会設営の際の荷物の運搬にも、大変便利ではないかと考える。</p>	<p>相撲場の練習スペースについては、相撲場敷地内に確保することを想定しております。</p> <p>その他の具体的な整備については、利用者の御意見もお聞きしながら検討してまいります。</p>	C
15	<p>ボール遊びの代替案としてボール遊びコーナーを予定されているが、見た感じではとても狭くて解放感のないスペースに見受けられる。多目的広場と比較してもとても手狭で、用途が中途半端な気がする。</p>	<p>「第4章3-13 ボール遊びコーナー」に示すとおり、公園利用者の安全や近隣への配慮の観点から、ネットフェンス等で囲いを設けたスペースとして整備することとしております。</p> <p>また、想定規模としては「第4章1 施設の配置と規模」に示すとおり、敷地面積500㎡としており、キャッチボール等のボール遊びが可能な広さを確保しております。</p>	D

16	<p>様々なイベントを考慮し、ある程度の屋内施設の併設も必要である。</p>	<p>「第4章2-1 想定する建築物」に示すとおり、パークセンターやクラブハウス、アメニティ施設、飲食施設等の屋内施設を整備することとしております。</p> <p>その他の屋内施設については、PFI事業者からの提案を踏まえ、検討を進めてまいります。</p>	D
17	<p>テニスコートは、多くの市民や中高校生の大会など活発に利用されている。雨天や夜間でも使用可能になるように全天候型の屋内テニスコートを検討してはどうか。</p>		
18	<p>プロムナードでは、景観の統一性が強調されているが、時は今多様性の時代である。むしろ色々な樹木を楽しめる遊歩道の方が時代にマッチしているのではないかと。子どもたちの活動の中で「川崎区にもクワガタがいる森がほしい」という切実な声も聞いた。はぐくみの里の土の環境を活かせばカブトムシの繁殖も不可能でないと思う。檜ノ木、どんぐり系の樹木をぜひ検討してほしい。</p>	<p>プロムナードについては、「第4章3-9 プロムナード」に示すとおり、高木についてはエントランス広場からの連続性を確保するために高木を列植することとしておりますが、多様性のある植栽を確保するため、多年草や中低木など多様な植物を混植することとしております。</p> <p>また、「第3章3-1 環境形成の整備方針」に示すとおり、どんぐりの実るスダジイ等の既存樹については、可能な限り保全し、シンボルツリーとなる高木を保存・育成又は移植することとしております。</p>	D
19	<p>芝生広場（現在の市民広場及び子ども広場）でダスト広場を全てなくすという大きな変更になっている。</p> <p>①市民広場のダスト広場は野球のみならず、様々なスポーツで活用されている。ラインが引ける、少々乱暴に使っても整地で復元できる運動場という使いやすさがある。</p> <p>②遊具のある子ども広場も平日の日中でも幼児の遊び場として活用され、休日には簡易的なボール遊びの光景も多くみられた。ここも芝生広場とされていますが、芝生でないが故の遊びも時折みられてきた。</p> <p>③果たして広い芝生広場が川崎区民のニーズにあったものか。写真ではテントを張ってのくつろぎも描かれているが、バーベキューも出来ないテント張りで楽しみが長続きするのか。</p> <p>④69pの3-5芝生広場（2）創意工夫で多様に活用できる遊びの空間を整備するとあるが、予定されている芝生はどの程度のものか。養生板を使って芝を損傷しないようには配慮しても、芝地が荒れるのが防げないところもある。スパイクを履かずに簡単なサッカーなどのボール遊びでも利用できないとなると、創造的な遊びの空間にはなれないのではと危惧する。</p> <p>ダスト仕様の地面はどこかに配置してほしい。簡易的なボール遊びもできる子どもの自由な遊びを保証するには地面が必須である。今の子ども広場がそのままダスト広場として継承されるのがいいのではないかと。</p>	<p>既存の市民広場等で行われている球技やボール遊びについては、第4章3-13に示した「ボール遊びコーナー」や、富士見球場を活用していただきたいと考えております。</p> <p>また、富士見公園の現状の課題としまして、「第2章2-2 施設の更新・再整備の必要性」に示すとおり、市民広場については芝生空間の中央にダスト舗装のエリアがあるため、運動のための空間と憩いの空間が混在していること、パーゴラやベンチなどの休養施設や芝生広場などの憩いの空間が少ないことなどが挙げられます。</p> <p>本市としては、これらの課題に対応し、都心のオアシスを形成するため、広い芝生広場を確保していきたいと考えております。</p>	D

20	芝生の管理上、あまり気を遣わなくて済むような品質のものにしていただきたい。どちらかと言うと草地的なもの、随所にススキや野生植物も配置出来たら小さな昆虫も生息できるのではないか。	芝生の種類等については、適正な維持管理が可能となるように、品種の選定や散水設備の設置等を検討してまいります。	D
21	飲食スペースに人工芝ということも案に書かれているが、開放空間での管理はとても難しいのではないか。「インクルーシブな遊びの広場」というような限定された面での設置であれば有効かと思う。	人工芝については、屋外空間で使用可能な資材を使用するとともに、利用状況に応じた維持管理を適切に進めてまいります。	D
22	「71 p (2) 農と自然を活かした「子どもの自由な遊び場拠点」を整備する この中に、起伏ある土の山や草原、木登りのできる樹木など、子どもたちの想像力をかきたてる工夫が必要と考えられます」とあるが、起伏のある山や草原や樹木は想定されている場所では狭すぎる。むしろ芝生広場の西側(小さな森も含めて)にその環境があると思う。このあたりを走り回れる空間とし、こちらのエリアにはあまり手のかからない芝生(または草地状の草原)を設えていただきたい。	「第4章3-7 農と自然を体感する広場」に示すとおり、土面を活かしたオープンスペースの整備については、当該広場内に設けることを想定しておりますが、芝生広場の周辺につきましても「第4章3-5 芝生広場」に示すとおり、緑に囲まれた都心のオアシスを演出するため、可能な限り既存木等を活かすこととしておりますので、芝生広場の多様な活用の1つとしていただいた御意見のような利用も可能であると考えております。	D
23	市民と子どもたちのコミュニティーガーデンとしての活用はとても良いと思う。それならば、「子どもの権利条例」にもとづき子どもたちの意見を取り入れた公園にしたらどうか。	現コミュニティーガーデンを再編する「第4章3-7 農と自然を体感する広場」においては、農と自然を活かした「子どもの自由な遊び場拠点」を設けることで、子どもたちの自由な発想を活かしながら徐々に整備することとしております。	D
24	アメニティ施設について、ここは新しいスタイルのトイレの設備で、とてもいい位置に考えられている。ここにシャワー付き更衣室を整備してほしい。農業体験や冒険遊びなどで汚れた体をきれいにできると活動も活発になりそう。ないと、今時の親御さんは泥んこ遊びをさせないくなってしまふ。	アメニティ施設については、第4章3-8に示すとおり、一般の公園利用者のほか、「インクルーシブな遊びの広場」の利用者を想定したトイレや乳幼児利用を想定したおむつ替え施設など、アメニティ施設として清潔感のある施設を整備することとしております。	D
25	川崎富士見球技場は、当初計画では将来、観客15,000人以上のスタンドを設置し、天然芝グラウンドに張り替えてサッカーやラグビーの公式戦も可能な会場にする計画(第2期計画)があったと記憶している。その計画は無くしてしまうのか。	川崎富士見球技場(長方形競技場)については、上位計画の「富士見周辺地区整備推進計画(令和2年)」において、整備の考え方として、大型映像装置などの導入による賑わいの創出やプロムナードと連携した回遊性の向上、防災機能の充実など、エリア全体のイメージアップに繋がる取組を検討することとしており、本計画において整備してまいります。 また、第2段階整備については、競技需要等を踏まえて整備時期・規模等を総合的に判断してまいります。	D

26	<p>テニスコートの利用者数は極めて多く、比較的コート数の多い市南部においても大師公園の3面とマリエンの6面と合わせた21面では利用希望者全てに対応できていない。以前の12面に戻すにとどまらず、更に追加整備して頂きたくお願いしたい。</p> <p>テニスコート利用希望者数とコート整備面数の比率に関するデータを基に、整備面数の適切性を示してほしい。</p>	<p>テニスコートの整備面数につきまして、富士見公園で創出すべき多様な機能等を鑑みたく中で、スポーツ・文化複合施設（カルッツかわさき）整備前の12面を整備することとして整理しております。</p>	D
27	<p>相撲場の中にトイレやシャワー等の施設を作っただけだと選手が試合を行う練習を行うに素晴らしい環境になる。</p>	<p>「第4章2-1 想定する建築物」に示すとおり、富士見通りの北側においては、現状のテニスコートと相撲場に設置されているシャワー室や更衣室、トイレといったアメニティ機能を複合化したクラブハウスを整備することとしております。</p>	D
28	<p>労働会館南側民有地は、これからの市民館となる労働会館に接したエリアであり、多くの市民、子どもたちがやってくると考える。ここに高津区にある夢パークのような子ども・若者の居場所的な空間を整備出来るよう教育委員会との連携で、市民、子ども参画の夢の居場所を考えてほしい。</p>	<p>「第4章3-18 (3) 労働会館南側民有地」に示すとおり、公園との親和性に配慮した空間整備となるよう土地所有者と協議を進めてまいります。</p>	D

(3) 「第5章 将来像の実現に向けて」に関すること (5件)

1	<p>ボランティアに参加することによって、色々な年代の方々と交流ができ、とても楽しい時間を過ごしてきた。このボランティア活動を楽しみにしてる方々がたくさんいるので、はぐくみの里閉鎖後もどうにか活動できるような形で場所を提供してほしい。</p>	<p>はぐくみの里は「農と自然を体感する広場」として再整備し、運営を市民ボランティアからPFI事業者が主体となるよう位置付けてまいります。</p> <p>既存の農園及び水田については、再整備し、すべての来園者が気軽に農を体感できるように配慮した整備や、体験講座や活動を行い、農や園芸を通じた交流の場としても活用していくこととしております。</p>	B
2	<p>公園づくりこそ、多くの市民、子どもたちの声が聞けるまちづくりの絶好の機会である。今後、施工中でも、その後の運営面でもぜひ協議する場を作ってほしい。まさに創り続けるというのはそういう仕組みがあってこそと考える。</p> <p>富士見公園では子どもと大人の共同管理の運営協議会をぜひ検討してほしい。そのことは節度のある利用と活発な利用促進に必ず結びつくことと考える。</p>	<p>本事業を取り巻く環境や情勢、利用者動向の変化等へ柔軟に対応できるよう、いただいた御意見を参考に市民意見及び子どもたちの意見の反映について、利用者アンケートの実施など利用者の意見を公園づくりに反映できる仕組みの検討を進めてまいります。</p>	C
3	<p>キャンプも可能とする公園整備は良いと思う。安心して飯盒炊爨も可能となる整備ができれば良い。</p>	<p>PFI事業者の自主事業として、芝生広場をはじめとした公園施設において、様々なイベントを実施します。いただいた御意見を参考にしながら、引き続き賑わい創出や魅力の向上に資するイベントの実施について、検討してまいります。</p>	C
4	<p>公園づくりのコンセプトの一つに若者文化の発信を謳われているが、スケボーを禁止とするのではなくルールを決め、安全面も含めて環境に配慮してやれるように設計してほしい。ルールづくりは利用者と運営体との話し合いで、を想定したい。</p> <p>さらに、パークセンターの北側に、普段からヒップホップ、ブレイキンダンスなども練習できる収納型のステージ(案では可動式のベンチ等となっています)を設けてはいかがですか。簡単な音響設備もあれば申し分ない。</p>	<p>本市では、スケートボードやブレイキンなどの若者による文化を活用し、若い人たちが集い、自らの可能性を広げるための環境づくりに向けた取組を進めております。</p> <p>公園内におけるスケートボードの利用については騒音等の課題がありますが、いただいた御意見を参考にしながら、若者文化の発信の取組について検討してまいります。</p>	C

5	若者文化に関わる活動については、いきなり自由に使用を始めるのではなく、すでに先行する市政のプランとも擦り合わせながら利用者（主に若者）との協議を積み重ねながら一般市民にも好意的に受け入れてもらえる環境作りを先行すべき。	多目的広場については、フットサルやバスケットボールなど多目的に使用できるコートの整備を想定しております。運営方法等については、いただいた御意見を参考にしながら検討してまいります。	C
(4) 「第6章 再編整備の進め方」に関すること (4件)			
1	公園整備期間中であっても公園内で遊べるように仮設計画を考えてほしい。	公園整備期間中の仮施設については、場所確保等の課題から設置する計画はありませんが、段階的な整備の実施や、公園内の各施設の整備期間をできる限り短縮するなど遊べる空間を確保した整備計画となるよう、PFI事業者と協議調整を進めてまいります。	C
2	整備工事による閉鎖期間中、仮のテニスコートを確保できないか。野球場や球技場を使用しない日にテニスコートとして開放することはできないか。小中学校の校庭を週末や夜間に解放できないか。	テニスコートの工事期間中の代替施設については、仮設コートの設置及び維持管理運営等が困難なことから、工事期間をできるだけ短縮するなど、利用者に配慮した整備となるようPFI事業者と協議してまいります。	C
3	川崎市北部は色々な施設がありこれ以上の整備は不要であると考え。実施するのであれば入場料収入で施設の維持費が成り立つようにする必要はある。	維持管理運営については、指定管理者制度及び利用料金制度を導入し、効率的かつ効果的な維持管理を推進していきます。	D
4	飲食施設は現在労働会館にもあるので、新設のためのスペース確保、運用費用の増加は不要と考える。	今回整備予定の飲食施設については、民間負担で建設運営を行っていくため、費用の増加はありません。労働会館と連携し相乗効果が期待でき、利用者の利便増進に寄与する飲食施設の設置に向けた取組を推進してまいります。	D
(5) その他の意見 (7件)			
1	「緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園」の将来像を実現していくためには富士見公園だけでなく、富士見周辺地区全体の街並みのアメニティの向上が必要であるが、周辺街路においては、歩道上の設置物への落書きや、歩道や中央分離帯の植栽帯へのゴミのポイ捨てが、かなり散見されるので、街の浄化の対応に力を入れてほしい。	富士見周辺地区全体の街並みのアメニティの向上については、関係部署等との情報共有を図ってまいります。 ゴミのポイ捨てや落書きへの対応については、市民等からの情報を元にポスター掲示等の啓発活動等を実施してまいります。	D

2	<p>今回の計画よりも早く、川崎富士見球技場の得点や時間の表示装置の改築を行ってほしい。すでに故障しているので、仮設やレンタルでもいいから至急の対策をお願いしたい。</p>	<p>川崎富士見球技場の得点や時間の表示装置については、現在も使用できますが、西日等により見えづらい状況になっていると把握しております。したがって、「第4章3-11 川崎富士見球技場及び周辺」に示すとおり、今回の再編整備に合わせて多様な競技場利用に対応した大型映像装置を整備することとしております。御不便をおかけして申し訳ありませんが、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p>	D
3	<p>市民館や図書館などの施設が人口の割合に対し少ない中で、学校施設の有効活用が注目されている。その課題を検証しつつ望ましい環境整備の計画を早期に検討していく必要がある。</p>	<p>学校施設の有効活用については、関係部署等との情報共有を図ってまいります。</p>	E
4	<p>富士見中学校については、将来的には富士見球場土地と敷地交換をして機能入れ替えを行い、現富士見球場土地に新しい富士見中学校の校舎を建て替え、現富士見中学校敷地は多目的広場と一体的に纏まった公園空間として整備し、さらに建て替え後の新しい富士見中学校のグラウンド（現富士見球場土地）とも一体的な利用が可能な運用とすることで、公園の顔となるゾーンの拡充を行える、将来を見据えた計画をして頂くことをお願いしたい。</p>	<p>富士見中学校を含めた富士見周辺の整備計画については、上位計画である「富士見周辺地区整備推進計画（令和2年）」において定めております。</p>	E
5	<p>教育文化会館跡地にフットサル場やバスケットボールのコートを設定するようだが、以前はこの場所に区役所を移転するという計画があったと聞く。一旦、取りやめになったということか、再びこの地に役所の建物を建てることは考えていないのか。</p>	<p>教育文化会館跡地については、上位計画である「富士見周辺地区整備推進計画（令和2年）」において、富士見公園の顔に相応しい多様な活用が可能な市民利用施設を整備し、富士見中学校のグラウンドとしても活用可能な空間とすることとしております。 本計画においても上位計画の内容を継承し、「第4章3-9 多目的広場」に示すとおり、多様な活用が可能な市民利用施設であり、富士見中学校のグラウンドとしても活用可能な広場を整備することとしています。</p>	E
6	<p>将来像である「緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園」の実現のためには競輪場の廃止または富士見周辺地区外への移転を将来的に検討する必要がある。</p>	<p>「第1章2 対象範囲」に示すとおり、競輪場については川崎競輪場再整備基本計画に基づき第1段階のコンパクト化整備が完了していることから、対象には含めておりません。</p>	E
7	<p>川崎競輪場は半地下化して上部は丘状の広場にして富士見公園の都市公園区域に編入してほしい。</p>		

1 | 計画策定の趣旨

1-1 | 背景と目的

富士見公園は、昭和15（1940）年に供用開始された本市で最初に誕生した都市公園であり、古くから市民の憩いの場やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点として親しまれてきました。

一方、公園本来の緑地や広場が少なく、施設の老朽化などの課題もあり、都心における総合公園としての機能回復やスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点機能の強化が求められてきました。そこで、これらの課題を解決するため、「富士見周辺地区整備推進計画」において整理した、富士見公園の再編整備の考え方を踏まえ、その再編に向けた具体的な整備内容等について富士見公園再編整備基本計画（以下、「本計画」という。）を定めます。

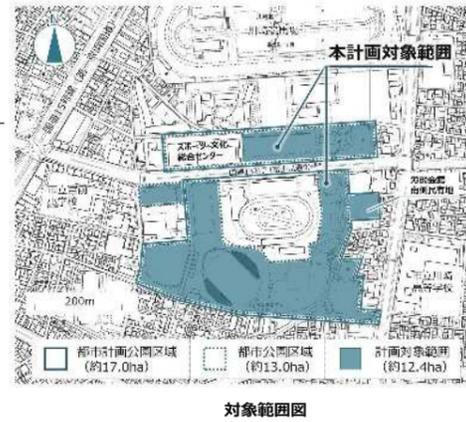
なお、再編整備にあたっては、民間活用（川崎版PPP）推進方針（令和2（2020）年）やパークマネジメント推進方針（令和3（2021）年）に基づき、民間活力の導入を視野に入れ、民間事業者等が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かした再編整備を進めていきます。

1-2 | 対象範囲

本計画の対象範囲は、都市公園区域から既に整備を終えたスポーツ・文化総合センター（カルツかわさき）を除き、富士見中学校の暫定グラウンドとして使用してきた労働会館南側民有地を含めた約12.4ha（上図参照）とします。なお、競輪場については川崎競輪場再整備基本計画に基づき第1段階のコンパクト化整備が完了していることから、対象には含めていません。

1-3 | 計画の位置づけ

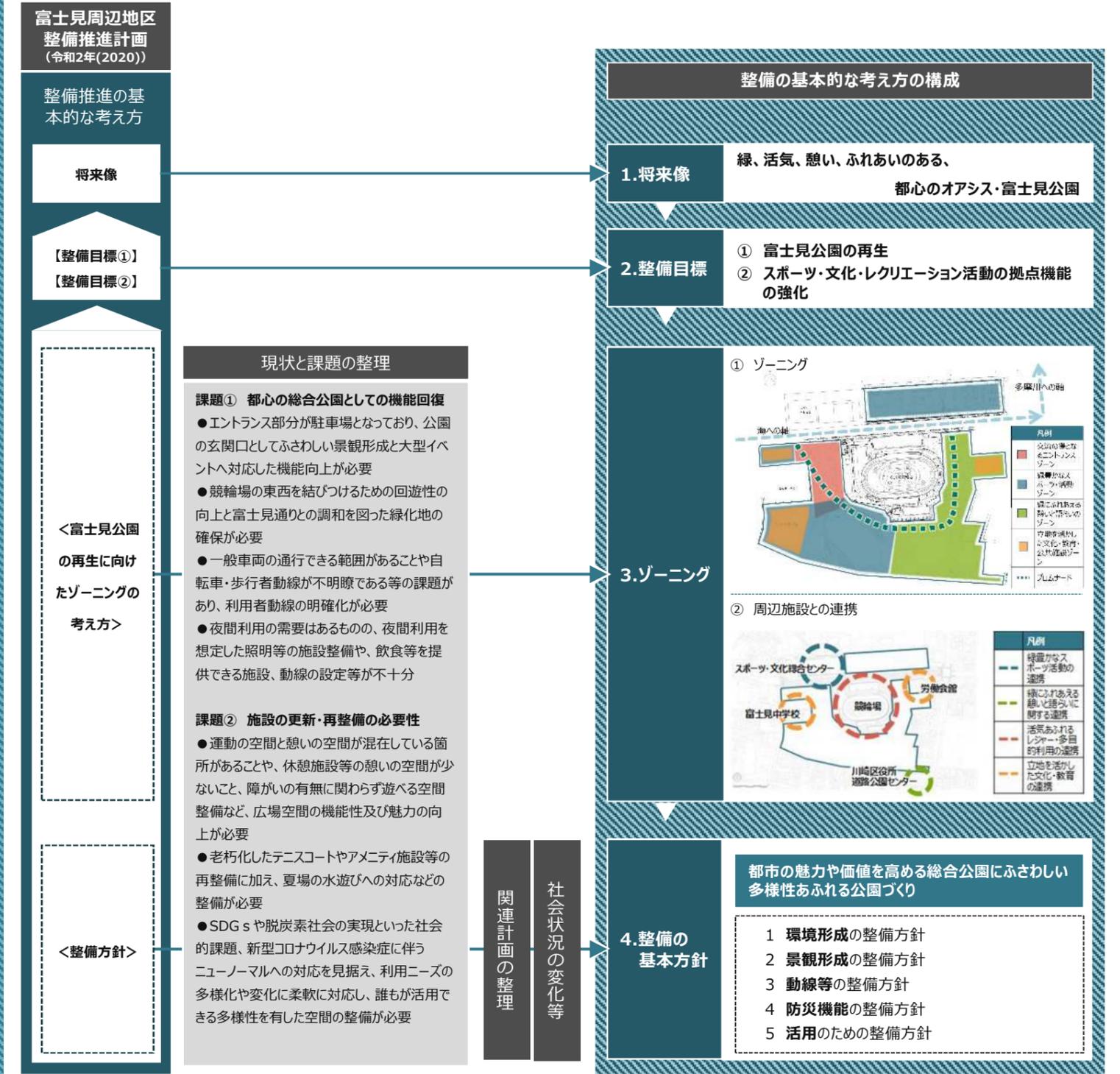
本計画は、下図に示すとおり、富士見周辺地区の再編整備の方針等を定めた「富士見周辺地区整備推進計画」（以下、「推進計画」という。）などの上位計画や関連計画と連携するとともに、社会状況の変化等を考慮し、構築していきます。



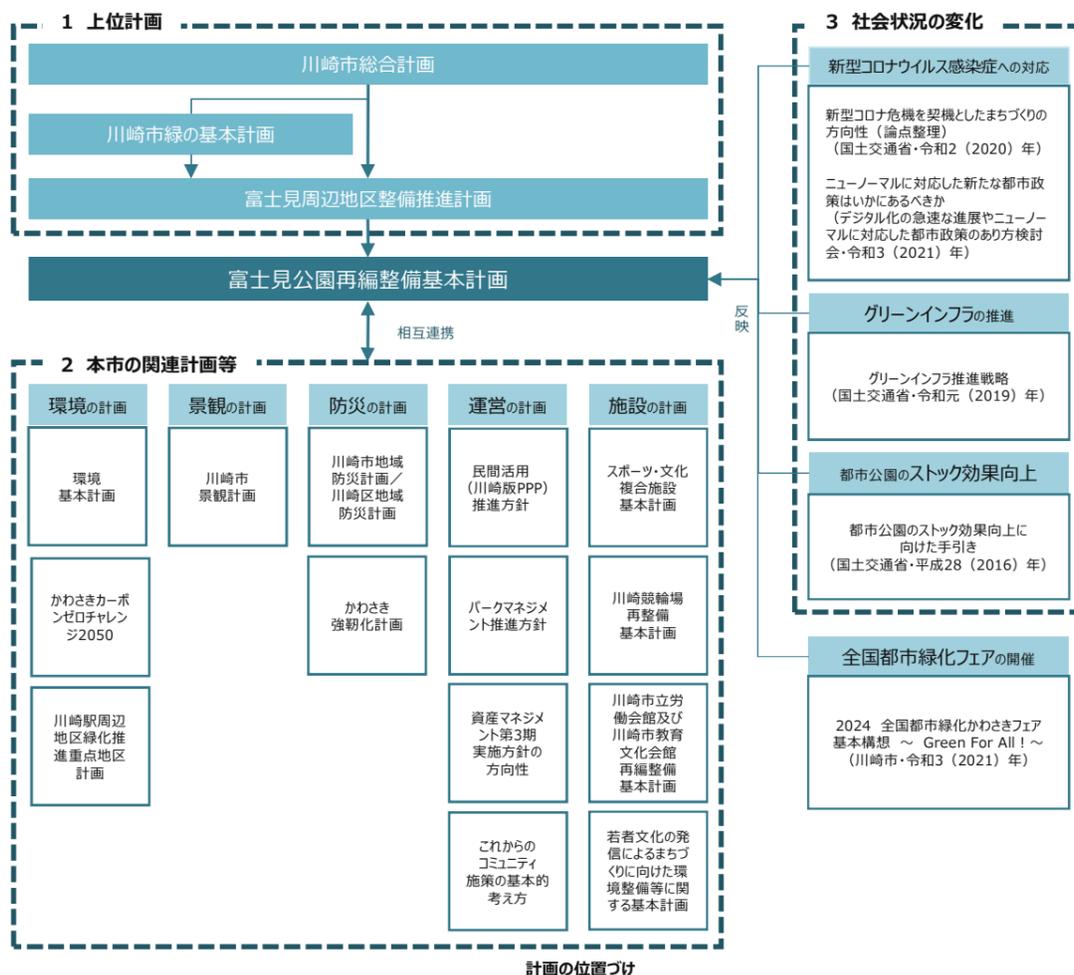
対象範囲図

2 | 整備の基本的な考え方

推進計画では、平成20（2008）年に策定した富士見周辺地区整備基本計画を継承し、「整備の基本的な考え方」として将来像やゾーニングの考え方などを定めています。この「将来像」や、「整備目標」については、富士見周辺地区整備基本計画が策定されてから現在まで、共通の考え方のもと富士見周辺地区の整備を推進してきたことから、本計画においても原則これらを継承することとします。また、「ゾーニング」については、現状と課題を踏まえてゾーン区分を見直すものの、ゾーン毎の整備内容については推進計画を継承するとともに、推進計画において整理した「機能配置のゾーニング」を基に周辺施設の持つ機能と連携・分担を図り、公園の魅力向上に努めます。加えて、本計画では、この将来像等に基づき推進計画の「整備の進め方」や、この間の社会状況の変化等を踏まえて「整備の基本方針」を新たに定めます。



整備の基本的な考え方の構成



3 | 整備の基本方針

推進計画の「整備の進め方」に加え、「富士見公園の現状と課題」、「社会状況の変化等に基づく整備の視点」を踏まえ、富士見公園では、①誰もが、いつでも質の高い緑の中で、憩い・ふれあうことができる、②優れた立地特性を生かすとともに、周辺施設と連携しながら、賑わいの拠点として利用ニーズの多様化や変化に柔軟に対応できる、③SDGsの達成や脱炭素社会の実現に寄与し、多様な防災機能を備えた『都市の魅力や価値を高める総合公園にふさわしい多様性あふれる公園づくり』を進めます。

なお、再編整備にあたって、関連計画からキーワードを抽出した上で、「環境形成」、「景観形成」、「動線等」、「防災機能」、「活用」の5つの整備方針をまとめました。

推進計画における「整備の進め方」	富士見公園の現状と課題	社会状況の変化等に基づく整備の視点				整備の基本方針
		新型コロナウイルス感染症の対応	グリーンインフラの推進	ストック効果の向上	緑化フェア開催	
緑地・広場の確保など、憩い、活動できる空間創出	広場空間の機能性及び魅力の向上	緑とオープンスペースの重要性の再認識	緑地や水辺の維持管理や農作業の体験、環境教育、各種イベント、レクリエーション、健康増進など多様な活動が行われる場となる	環境維持・改善効果	豊かな環境をつくる	都市の魅力や価値を高める総合公園にふさわしい多様性あふれる公園づくり
開放的で緑豊かな空間の創出						
緑の拠点にふさわしい景観・一体的空間の創出	エントランスの景観形成と機能の向上			景観形成効果		
回遊性の高い歩行空間の創出	公園の回遊性の向上 利用者動線の明確化	公園内外のアクセスの改善 自転車や徒歩で回遊できる空間				
安全でゆとりある緑のオープンスペースの創出				防災性向上効果		
賑わい機能の創出と効率的・効果的な管理運営	ニーズに応えた施設の再整備	オープンスペースの利用形態の多様化に対応する	グリーンインフラを基盤として新たなコミュニティやソーシャルキャピタルが形成されることが期待される	健康・レクリエーション空間提供効果、文化伝承効果、子育て・教育効果など様々な効果	新たな文化を生み出す	
民間活力の導入を積極的に進め、賑わい機会を効果的に創出するとともに、効率的・効果的な公園の整備・管理運営をめざす		広場を活用したイベントを実施することで賑わいを創出する		戦略的なマネジメント	新たなライフスタイルを生む	
		過密を避けながら様々な活動を行うことができる場	様々な主体や施設との連携			
		皆が居心地の良さを感じられる空間	多様な主体が参画してグリーンインフラとして持続可能な維持管理がなされる	ストックの再編		

上位計画・現状と課題及び社会状況の変化等に基づく整備の基本方針

1 環境形成の整備方針

開放的で緑豊かな、憩い、活動できる空間を創出するとともに、グリーンインフラの導入や脱炭素化に寄与する太陽光発電や木造・木質化を行います。また、最先端の環境技術の導入を推進し、その効果の発信に取り組んでいきます。

- (1) 緑地空間** 植栽等を適切に配置し、緑による良好な環境を創出します。また、緑の量としては川崎市緑化指針（平成27（2015）年）に基づき緑化面積率30%以上を確保するなど積極的な緑化を図ります。
- (2) オープンスペース** 芝生広場など多目的に利用できるオープンスペースを整備し、多様な活動を可能にします。また、立体駐車場の整備により駐車場機能を集約し、広場空間を確保します。
- (3) グリーンインフラ*** 遮熱透水性又は保水性のある舗装や、植物・土壌による雨水浄化、生物の生息空間の再生に寄与するビotope空間等のグリーンインフラを整備します。
- (4) 脱炭素** 新たに整備する建築物では、太陽光発電システムを導入するとともに、木造・木質化を図ります。また、照明のLED化や、太陽光発電式の照明・サインの設置など、脱炭素化に努めます。

*グリーンインフラ：自然環境の有する防災や水質浄化等の機能を人工的なインフラの代替手段や補足的手段として有効に活用し、自然環境、経済、社会にとって有益な対策を社会資本整備の一環として進めるという考えです。

2 景観形成の整備方針

公園と市民利用施設が調和した緑の拠点にふさわしい魅力と活気のある景観を形成します。また、ゾーン別の整備方針を定めることで、ゾーン毎の特色を活かした景観の形成を図ります。

- (1) 景観軸** 統一感を持ったデザインを整備全体へ反映させるなど、魅力と活気のある景観を形成していきます。また、公園内では、エントランスの機能の向上を図るとともに、歩行者の回遊空間として重点的に整備を進めていくプロムナードを緑と景観の軸とすることで、周辺の施設・緑地・広場との連携や回遊性の向上に伴う多様な魅力的な賑わいの景観を形成します。
- (2) サイン** 公園内に設置するサインは、景観に配慮した公園の魅力を向上させる統一的なデザインとし、公園利用者の利便性を考慮し、適切に配置します。また、誰もが必要な情報を的確に得られるよう、多言語表示や点字表示などのユニバーサルデザインについても適切に取り入れます。

3 動線等の整備方針

安全かつ円滑な回遊性の高い歩行空間等を確保するとともに、駐車場・駐輪場等を適切に配置するなど、利用者動線の明確化を図ります。

- (1) 歩行者動線** 回遊性の高い歩行空間の創出を行います。また、周回できるジョギングコースを確保し、舗装や距離表示等のサインを整備します。
- (2) 自転車動線** 公園の東西及び南北方向を連絡する動線を確保します。また、公園の利用実態なども踏まえて駐輪場を整備し、シェアサイクルポートの導入等により、公園へのアクセスを改善します。
- (3) 自動車動線** 来園者の安全に配慮し、公園内の一般車の通行を無くし、駐車場への動線のみ確保します。また、エントランスゾーンではイベント時にバスロータリーとして利用できる広場を整備します。



動線等の整備方針

4 防災機能の整備方針

周辺施設との連携を図りながら、多様な防災機能の向上と安全でゆとりある緑のオープンスペースの創出を図ります。

- (1)** 避難所となっている富士見中学校への円滑かつ安全な移動が可能となるよう避難路を整備します。また、周辺施設と連携した備蓄機能とマンホールトイレの機能を確保します。
- (2)** 災害時の避難や救助・救急活動等の拠点となるオープンスペースの確保を行うとともに、既存木の保存や優れた防災機能を有する緑化を行っていきます。
- (3)** 人が滞留するオープンスペースでは、停電時にも照明が点灯するよう太陽光発電と蓄電池を設置します。また、市民広場にテントとして利用可能なパーゴラ及び収納緑台を設置することで防災機能の向上を図ります。
- (4)** エントランス広場等において、大型緊急車両の滞留が可能な耐久性のある舗装を行います。また、プロムナードにおいては、緊急車両の進入を想定し、最低7m以上の幅員を確保します。

5 活用のための整備方針

活用のための整備を進め、公園を中心としたライフスタイルの創造と、あらゆる人が共に活動できる空間活用を可能にします。

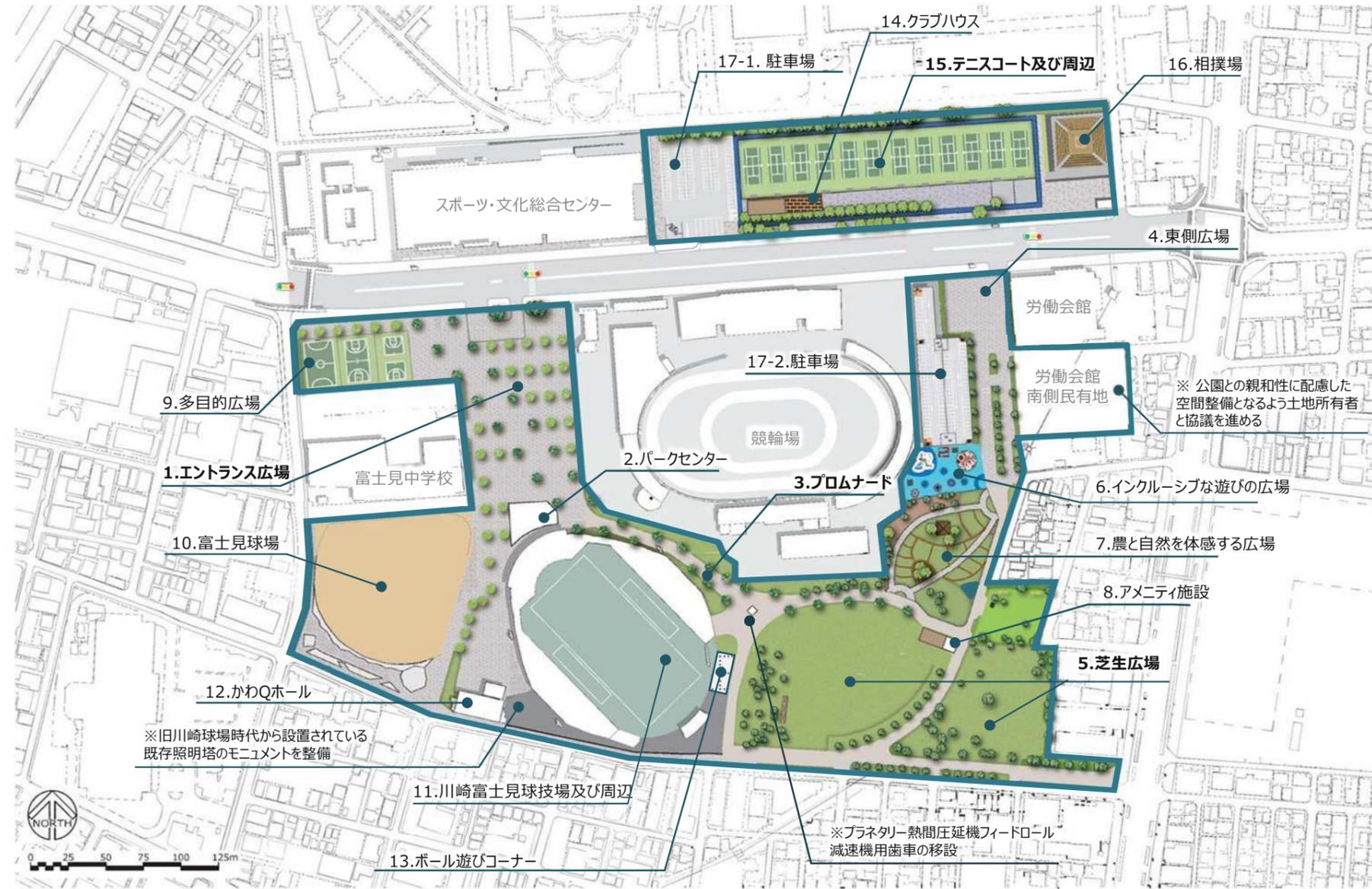
- (1) 『活気』** ①イベント等の開催できる空間整備、②スポーツ活動の充実に向けた整備、③公園の新たな活用、④夜間利用の視点から整備します。
- (2) 『憩い』** 居心地の良さを感じられる空間を創出するため、各ゾーンの特性を踏まえた上で、休養施設を適切に配置します。休養施設は景観性や耐久性に優れた形態や材質等を使用します。
- (3) 『ふれあい』** 様々な主体を横断的にマッチングさせ、新たなコミュニティの形成や、公園の新たな価値・活用を創出していきます。
- (4) 『育み』** 子育て・教育環境の向上を図るため、多様に活用できる芝生広場や、すべての人が同じように楽しく安心して遊び、学び、体を動かせる空間を整備します。
- (5) 『魅力』** 賑わい機会の創出と効率的・効果的な整備・管理運営の観点から民間事業者等が持つ柔軟な発想や専門的なノウハウを活かした特色ある魅力的な整備を推進します。

4 | 各施設の整備計画

4-1 | 施設の配置と規模

再編整備における施設の配置と規模を次の図表に示します。

※次の図表は、富士見公園として必要な公園機能の概ねの配置と規模を示すものであり、具体的な整備にあたっては、民間活力の導入検討などを踏まえ、変更する場合があります。



施設の想定配置図



エントランス広場のイメージ



プロムナードのイメージ



芝生広場のイメージ

施設の想定規模と整備概要

施設名	想定規模	整備内容
1 エントランス広場	敷地面積 約12,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> 富士見の顔となり、イベントや交流の場となる多目的広場を整備する 緑に囲まれながら開放感のある広場空間を整備する 多機能性を有するグリーンインフラを整備する
2 パークセンター	延べ面積 約600㎡	<ul style="list-style-type: none"> 公園と調和し、大規模な集客に対応できるバスロータリー機能を整備する 富士見公園全体の総合的なパークマネジメントを担う施設として整備する オープンスペースの利便性向上を図るための補助機能として整備する 脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入と木造・木質化を図る
3 プロムナード	延長 約500m	<ul style="list-style-type: none"> 市民が往来し、憩いと語り合いのある緑豊かな園路を整備する 災害時の利用に配慮した整備を進める 環境・防災に配慮したグリーンインフラや親水空間を整備する 健康増進のためのジョギングコースと健康器具を整備する
4 東側広場	敷地面積 約2,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> 労働会館との調和を図り、一体利用も考慮した広がりのある空間を整備する 誰もが柔軟に活用できる芝生のオープンスペースを整備する 創意工夫で多様に活用できる遊びの空間を整備する 憩い、語り合うことのできる拠点として飲食施設を整備する 車椅子等でも利用できる人工芝の広場を整備する 公園利用を通じて健康増進へと導く機能を整備する
5 芝生広場	敷地面積 約18,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人が快適に過ごせるインクルーシブな遊びの空間を整備する 安全・安心な広場としてフェンス等の構造物や植栽を整備する すべての人が農を体感できる空間を整備する 農と自然を活かした「子どもの自由な遊び場拠点」を整備する 生物多様性に寄与したビオトープ空間を整備する
6 インクルーシブな遊びの広場	敷地面積 約1,500㎡	<ul style="list-style-type: none"> 多様な人が快適に過ごせるインクルーシブな遊びの空間を整備する 安全・安心な広場としてフェンス等の構造物や植栽を整備する すべての人が農を体感できる空間を整備する
7 農と自然を体感する広場	敷地面積 約5,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> 農と自然を活かした「子どもの自由な遊び場拠点」を整備する 生物多様性に寄与したビオトープ空間を整備する
8 アメニティ施設	延べ面積 約100㎡	<ul style="list-style-type: none"> 景観や環境に配慮したアメニティ施設を整備する ユニバーサルデザインに配慮した誰もが使える施設を整備する
9 多目的広場	敷地面積 約3,500㎡	<ul style="list-style-type: none"> 多様な活用が可能な市民利用施設を整備する エントランス広場へ利用者を誘導する通過動線を整備する 富士見中学校のグラウンドとしても活用可能な空間とする
10 富士見球場	敷地面積 約8,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> 富士見中学校の教育環境の向上と連携した野球場を整備する
11 川崎富士見球技場及び周辺	敷地面積 約24,000㎡	<ul style="list-style-type: none"> 周辺に緑を配置したスポーツ活動の拠点となる賑わい空間を整備する 大型緊急車両の滞留を想定した防災機能の充実を図る 多様な競技場利用に対応した大型映像装置を整備する
12 かわQホール	延べ面積 900㎡	<ul style="list-style-type: none"> 既存施設の機能を活かし、スポーツ教室、講演会、展示会の開催など、富士見公園における多様な利用を推進する
13 ボール遊びコーナー	敷地面積 約500㎡	<ul style="list-style-type: none"> ネットフェンスに囲まれたボール遊びが可能な広場を整備する
14 クラブハウス	延べ面積 約350㎡	<ul style="list-style-type: none"> テニスコート及び相撲場の運営に必要な機能を整備する 脱炭素化に向けた再生可能エネルギーの導入と木造・木質化を図る
15 テニスコート及び周辺	コート数 12面	<ul style="list-style-type: none"> 大会利用等のニーズを踏まえ12面のテニスコートを整備する 市民が様々な利用ができる緑に囲まれた空間を整備する 富士見通りと公園北側を南北に移動でき、緊急時の大型緊急車両の停車スペースを確保する 緑豊かなスポーツ活動を補う飲食施設を整備する
16 相撲場	敷地面積 約2,300㎡	<ul style="list-style-type: none"> 土俵、屋根、客席を有する相撲場を整備する
17 駐車場	台数 360台	<ul style="list-style-type: none"> 施設利用者の利便性を考慮し、公園の南側・北側に駐車台数360台程度を整備する 多様な緑化手法を導入し公園の景観に配慮したデザインとする 観光や大規模なイベントを想定し大型バスも利用可能な駐車場を整備する

4 | 各施設の整備計画

4-2 | 建築物

(1) 想定する建築物

多様化・増大化する市民ニーズ等を的確に捉え対応していくため、公園内に散在した建築物を集約し、施設の多目的化及び複合化の検討を行います。また、受付・窓口、飲食等の便益機能については、周辺施設の有する機能を踏まえるとともに、公園内の利用を想定した上で分散配置するなど、施設が持つべき機能の検討を行う「機能重視」の考え方で整備します。

- ・富士見公園全体の総合的なパークマネジメント機能、受付機能、資材・スペースの貸し出し等の補助機能を担うパークセンターの整備
- ・富士見通りの北側においては、現状のテニスコートと相撲場に設置されているアメニティ機能を複合化したクラブハウスの整備
- ・駐車場機能を集約し、オープンスペースを確保するための立体駐車場の整備
- ・既存と同等規模の相撲場の整備
- ・富士見通りの北側と南側に計2箇所の飲食施設の整備
- ・各施設に防犯対策として施設管理カメラを設置

(2) 川崎市都市公園条例に定める建蔽率の見直し

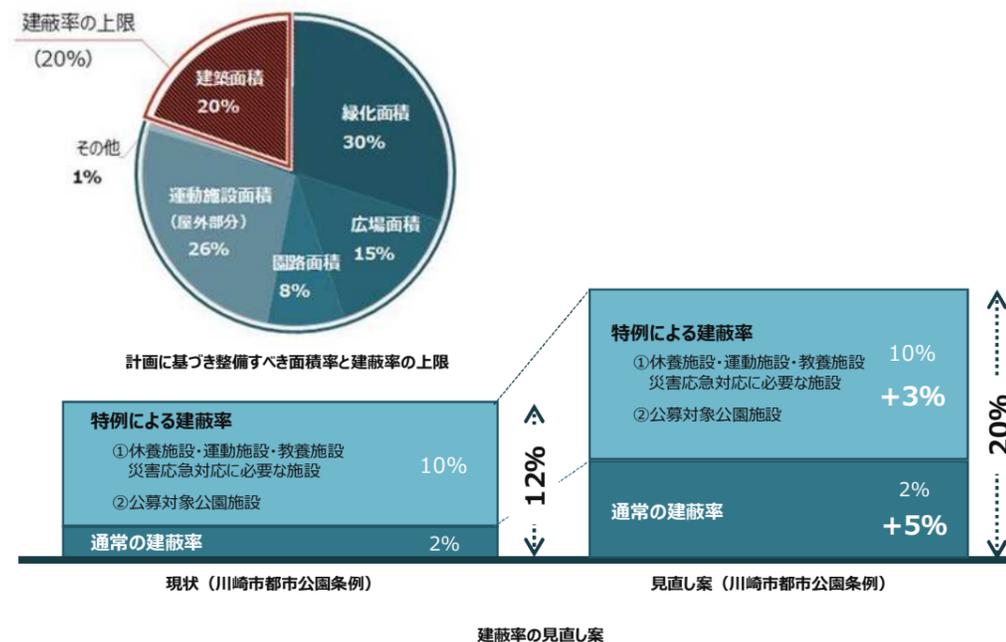
● 将来像の実現に向けた新たな建築の必要性

富士見公園には、スポーツ・文化総合センターや川崎富士見球技場などのスポーツ施設が多く存在しており、**公園の敷地面積に対する建蔽率は、川崎市都市公園条例（以下、「市条例」という。）に定める上限の12%に対して約11.95%と、新たな施設を増やすことは困難な状況**となっています。

一方、将来像に掲げる「緑、活気、憩い、ふれあいのある、都心のオアシス・富士見公園」を実現するためには、立体駐車場の建築によってオープンスペースを確保するとともに、公園の機能強化や、利便性・快適性の充実を図るパークセンターやクラブハウス、アメニティ施設や、賑わいと憩いの空間を創出するカフェなどの民間収益施設を整備し、収益性の確保や財源負担の軽減を図る必要があります。

● 建蔽率の上限値

富士見公園における建蔽率の上限値については、必要な緑地の確保に加え、広場や園路、運動施設などをバランスよく配置することにより決定する必要があることから、「各施設の整備方針」で定めた考え方等に基づき想定される各施設の面積を導き出した結果を踏まえて、**12%から20%へと変更**します。



5 | 将来像の実現に向けて

5-1 | 整備後の利活用

推進計画に基づき、周辺のまちづくりと連携しながら、「都心のオアシス」として富士見公園の再生を図るためには、整備後の利活用も重要な要素となります。そこで、**富士見公園における整備後の利活用の考え方を具体化することにより、柔軟かつ多様な目的での利活用を推進し、賑わいの創出や魅力の向上に向けて取組を進めます。**

5-2 | 各ゾーンの利活用

富士見公園再編整備のゾーニングに基づき、各ゾーンの利活用の姿を具体化しました。

(1) 交流の場となるエントランスゾーン・プロムナード

多くの市民が憩い、活動できる「富士見の顔」としてふさわしい広場となったエントランスゾーンでは、夏場のイベントプールの開催など、季節やニーズに合わせた多様なイベントの開催を推進します。また、公園の賑わい向上を目的とした、イルミネーション等のイベントを開催するなど、魅力的な景観を形成します。

(2) 緑豊かなスポーツ・活動ゾーン

スポーツ教室や、各スポーツの大会・イベントの誘致や企画開催を行うことにより、活気と賑わいのある空間活用を図ります。また、憩いの機能を充実させるため、カフェ・レストラン等の飲食施設や物販施設を誘導し、新たな交流や賑わいの創出に繋げていきます。

(3) 緑にふれあえる憩いと語らいのゾーン

芝生広場では、運営上の創意工夫で様々な活用を推進するとともに、カフェ等の飲食施設を憩い、語り合うことができるふれあいの拠点として活用していきます。また、農と自然を体感する広場では、体験講座等を行い、農や園芸を通じた交流の場として活用します。

(4) 立地を活かした文化・教育・公共施設ゾーン

多目的広場では、時間を分けてシェアすることにより、富士見中学校のグラウンドとしても活用します。また、富士見球場では、富士見中学校の教育環境を向上させるとともに、引き続き広く市民に親しまれる野球場として利用していきます。



6 | 再編整備の進め方

6-1 | 事業手法

(1) 基本的な考え方

富士見公園においては、今後、更に多様化する市民ニーズなどに対応し、質の高いサービスを持続可能な形で実現し続けることが求められます。そのためには、民間活用（川崎版PPP）推進方針（川崎市・令和2（2020）年）の考え方のとおり、『民間ならではの発想からのアイデアやノウハウを最大限活用』し、『川崎市と民間が「公共」を共に担い、共に創り上げていく』必要があります。

そこで、パークマネジメント推進方針（川崎市・令和3（2021）年）の考え方にに基づき、官民連携による適切な事業手法を検討し、民間活力の効果的な導入を進めます。

(2) 事業手法の検討

●PFI手法の検討

PFI手法により設計・建設から維持管理・運営までを一括して性能発注することで、維持管理・運営までも含めた長期的な視点に立った、民間の創意工夫を得た公園整備を推進します。また、一括発注することで、コスト縮減及び工期の短縮が可能となります。なお、代表されるPFI手法については以下のとおりとなります。

比較検討の結果、PFI的手法のDBO方式と、PFI手法のBTO方式の活用が考えられますが、**PFI法に基づき設計から維持管理、運営までを一貫して性能発注することで、ハード面及びソフト面に対する多様な民間提案を最大限引き出すことが期待されることから、PFI手法のBTO方式に優位性があります。**

代表的なPFI手法

手法	事業方式	資金調達	設計建設	建設費の支払い	維持管理・運営	施設の所有		民間ヒアリングでの意向	交付金の適用及び民間の税負担等
						運営中	事業終了後		
PFI的手法	DBO方式	市	民間	引渡し時一括	民間	市	市	○	○ 適用可能 民間の税負担は発生しない
	BTO方式	民間	民間	引渡し時一括もしくは割賦払	民間	市	市	○	○ 補助金の一括交付は可能 (割賦期間は適用不可) 民間の税負担は発生しない
PFI手法	BOT方式	民間	民間	割賦払	民間	民間	市	×	△ 補助金の一括交付は可能 (割賦期間は適用不可) 民間の税負担が発生する
	BOO方式	民間	民間	割賦払	民間	民間	(契約継続または解体撤去必要)	×	×

●Park-PFI制度の導入検討

飲食・物販施設等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設（民間収益施設）の設置と、当該施設から生じる収益を活用してその周辺の園路、広場などの一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修を一体的に行う事業者を、公募により選定する制度であり、都市公園法上の次の特例が認められます。

PFI事業における付帯事業として民間収益施設の設置は可能ですが、Park-PFIの都市公園法上の特例措置が適用できること、設置管理使用料の提案を受けられること及び民間事業者による特定公園施設の整備が期待できることから、**PFI手法による民間収益施設の設置よりも、Park-PFIを活用した方が市及び民間事業者双方においてメリットが高いと考えられます。**

Park-PFI導入に係る都市公園法上の特例措置とメリット

特例措置	メリット
設置管理許可制度の特例	設置管理許可期間は従来10年であるが、最長20年まで延長することができる
都市公園法上の特例措置	
建蔽率の特例	休養施設・運動施設等に認められている、建蔽率の上乗せ対象に、公募対象公園施設を加えることができる ※富士見公園全体の建蔽率の見直しを予定（通常の建蔽率を7%、特例による建蔽率を13%へと見直し）
占用物件の特例	看板、広告塔、レンタサイクルポート等が利便増進施設として占用許可の対象となり、事業者の収益性の向上に寄与する
設置管理に係る使用料の額	条例で定める額を下限として民間提案に委ねることが可能
特定公園施設（※）	必須で整備を求める施設の外、民間提案に委ねることも可能（全てを民間事業者が負担or公園管理者が一部負担） ※本事業では全てを民間事業者が負担することを想定している

(3) 事業手法の決定

本事業においては、富士見公園全域において、質の高い統一的な空間の整備・管理運営と長期的な視野での投資、経営を目指す観点から**PFI手法（BTO方式）を取り入れます。**PFI手法を取り入れることで、市が自ら実施する場合に比べ、**建設費等で8%、維持管理・運営経費等で5%の削減を見込んでいます。**また、飲食・物販施設等の公園の賑わいづくりに寄与する施設については、都市公園法上の特例措置の適用や、民間事業者の柔軟なアイデアやノウハウをより活用できる観点から、**Park-PFI制度を導入します。**

6-2 | 管理運営の考え方

(1) 指定管理者制度の導入

再編整備後の維持管理・運営にあたっては、民間事業者等の柔軟な創意工夫やノウハウが発揮されるよう、指定管理者制度を導入します。また、PFI事業者を指定管理者として指定することとし、再編整備に係る設計・建設・工事監理業務から整備後の施設の維持管理・運営を一体の事業として実施することで、維持管理・運営を踏まえた施設整備が期待できるとともに、より効率的かつ効果的な維持管理・運営が可能となります。

(2) 利用料金制の採用

利用料金制を採用することにより、指定管理者としての自主的な経営努力の発揮や施設の運営・有効活用といった観点から、民間事業者等の柔軟な創意工夫やノウハウが発揮できる提案が期待できます。なお、具体的な施設の利用料金については、条例に規定した上限額の範囲内において指定管理者が市に金額を提案し、市の承認を得て決定することとなります。

各施設の利用時間・利用料金の設定（案）

施設名	利用時間の設定		利用料金の設定	備考
	整備前（現状）	整備後		
パークセンター	-	9:00～22:30	有	利用料金はシャワー室に設定する
多目的広場	-	9:00～22:00	有	
富士見球場	6:00～18:00	6:00～18:00	有	利用時間は季節により変更
川崎富士見球技場	9:00～22:00	9:00～22:00	有	
かわQホール	9:00～22:00	9:00～22:00	有	
駐車場	24時間	24時間	有	
クラブハウス	-	9:00～21:00	有	利用料金は大会本部室、シャワー室に設定する
相撲場	9:00～17:00	9:00～17:00	有	
テニスコート	9:00～20:30	9:00～20:30	有	

6-3 | 事業スケジュール

令和4（2022）年度からPFI手法とPark-PFI制度を併用した公園整備を開始し、令和6（2024）年度に本市での開催を目指す**全国都市緑化かわさきフェアまでに、多目的広場を除く整備を完了するものとします。**

その後、令和9（2027）年度に多目的広場を整備し、富士見公園の再編整備を完了するものとします。

事業スケジュール

	令和3年度 2021年度	令和4年度 2022年度	令和5年度 2023年度	令和6年度 2024年度	令和7年度 2025年度	令和8年度 2026年度	令和9年度 2027年度
		●PFI契約（12月下旬予定）			●全国都市緑化かわさきフェア（令和6（2024）年度中に実施）		
■整備							
本事業の整備		造園設計 建築設計	倉庫・弓道場・作業員詰所解体工事	第1期 整備 ※多目的広場以外			第2期 整備 ※多目的広場の整備
本市関連整備（参考）	各種調査		川崎富士見球技場 照明塔改修工事	照明塔モニュメント 整備工事		教育文化会館は、労働会館に移転後、速やかに解体工事を実施	
■管理運営							
北側エリア	現行委託			新指定管理者			
南側エリア	現行指定管理者				新指定管理者 ※		

※ 南側エリアは、段階的に現行指定管理者から新指定管理者へと管理を移行していく。

